

鹿 児 島 県 公 報

平成28年 1 月 29 日 (金) 第3182号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規 則

- 鹿児島県港湾管理条例の施行等に関する規則の一部を改正する規則 (※) (港湾空港課取扱い) 1

告 示

- 生産事業者の登録 (森林経営課取扱い) 1
○保安林の指定予定 (森づくり推進課取扱い) 2
○県営土地改良事業の計画の変更 (農地整備課取扱い) 2
○道路の区域の変更 (3件) (道路維持課取扱い) 2
○道路の供用の開始 (2件) (道路維持課取扱い) 3
○平成27年度自衛官の募集 (危機管理防災課取扱い) 4
○道路の位置指定 (大隅地域振興局取扱い) 4

公 告

- 平成27年度行政書士試験合格者公告 (市町村課取扱い) 5
○大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告 (商工政策課取扱い) 5

人 事 委 員 会 規 則

- 営利企業等の従事制限に関する規則の一部を改正する規則 (※) (職員課取扱い) 6
○職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則 (※) (職員課取扱い) 7

規 則

鹿児島県港湾管理条例の施行等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 1 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第2号

鹿児島県港湾管理条例の施行等に関する規則の一部を改正する規則

鹿児島県港湾管理条例の施行等に関する規則 (平成12年鹿児島県規則第115号) の一部を次のように改正する。

第14条の2第1項第2号中「又は川内港」を「, 川内港又は喜入港」に改め, 「, 上屋」を削り, 同項中第4号を第5号とし, 第3号の次に次の1号を加える。

(4) 鹿児島港, 志布志港又は川内港に係る上屋の使用の許可の申請

附 則

この規則は, 平成28年 2 月 1 日から施行する。

告 示

鹿児島県告示第94号

林業種苗法 (昭和45年法律第89号) 第10条第1項の規定により, 次のとおり生産事業者として登録した。

平成28年 1 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

登録番号	生産事業者の氏名及び住所	生産事業の内容	事業所の名称及び所在地
第23号	末永 望 鹿児島市花尾町2758番地 6	種穂の採取 種穂の精選 幼苗の育成 幼苗以外の苗木の育成	末永農園 鹿児島市花尾町2758番地 6
第6073号	吉岡 勉 伊佐市大口上町14番地 7	種穂の採取 種穂の精選 幼苗の育成 幼苗以外の苗木の育成	吉岡種苗 伊佐市大口上町14番地 7

鹿児島県告示第95号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成28年 1 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
日置市吹上町永吉字萩原9862番 1
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び日置市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第96号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、土地改良事業県営農地整備（畑地帯担い手支援型）（旧：畑地帯総合整備）（区画整理及び土層改良）屋仁地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成28年 1 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成28年 2 月 1 日から同月29日まで
- 3 縦覧場所
奄美市笠利総合支所地域農政課

鹿児島県告示第97号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更

した。

なお、区域を表示した図面は、平成28年1月29日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成28年1月29日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
国道	58号	奄美市住用町大字役勝字黒木股甲292番1地先から甲294番1地先まで	前	12.0～18.4	88.9
			後	12.0～17.6	88.9

鹿児島県告示第98号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成28年1月29日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成28年1月29日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
国道	504号	鹿屋市下高隈町5618番6地先から5595番1地先まで	前	9.8～41.9	813.0
			後	9.6～41.9	813.0
			後	12.0～91.0	705.0

鹿児島県告示第99号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成28年1月29日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成28年1月29日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道	504号	鹿屋市下高隈町5618番6地先から5595番1地先まで	平成28年1月29日

鹿児島県告示第100号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成28年1月29日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成28年1月29日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	荒川川内線	いちき串木野市荒川字蓑手	前	11.4～52.8	600.0

	2201番地先から同市荒川字 清水2738番3地先まで	後	11.4～52.8	600.0
--	--------------------------------	---	-----------	-------

鹿児島県告示第101号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により，次のとおり道路の供用を開始する。

なお，供用の開始の区間を表示した図面は，平成28年1月29日から2週間，鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成28年 1 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	荒川川内線	いちき串木野市荒川字横割2450番1地先から同市荒川字清水2738番3地先まで	平成28年 1月29日

鹿児島県告示第102号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条，第117条第1項及び第118条の規定により，平成27年度第4次の自衛官の募集について次のとおり告示する。

平成28年 1 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 募集種目
自衛官候補生（男子）
- 募集期間
平成28年2月2日から同月19日まで
- 試験期日
平成28年2月26日から同月27日まで
- 応募年齢
採用予定月の1日現在において18歳以上27歳未満の者
- 試験場の位置及び名称

試験場の位置	試験場の名称
奄美市名瀬永田町17番3号	鹿児島県大島支庁及び委託病院
霧島市国分福島二丁目4番14号	陸上自衛隊国分駐屯地

- 応募手続
応募しようとする者は，志願票に所定の事項を記入の上，住所地を管轄する市町村長に提出すること。
なお，志願票は，各市町村において交付する。

大隅地域振興局告示第3号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により，次のとおり道路の位置を指定した。

平成28年 1 月 29 日

大隅地域振興局長 酒匂司

指定の年月日	申請者の住所及び氏名	指 定 道 路		
		位 置	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
平成28年 1月14日	鹿児島市皇徳寺台 五丁目30番16号 峰崎義樹	曾於市末吉町二之方字一 本松5711番23	33.30	4.95～5.01

公 告

平成27年度行政書士試験合格者公告

行政書士法（昭和26年法律第4号）第3条の規定により実施した平成27年度行政書士試験の合格者は、次のとおりである。

平成28年 1 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

受験番号	受験番号	受験番号
9110003	9110009	9110028
9110033	9110050	9110061
9110063	9110094	9110110
9110139	9110142	9110150
9120005	9120011	9120024
9120030	9120039	9120047
9120092	9120099	9120100
9120105	9120107	9120111
9120113	9120127	9120129
9120134	9120146	9120161
9120187	9120193	9120206
9120215	9120244	9120273
9120276	9120285	9120288
9120292	9120304	9120315
9120327	9120330	9120334
9120377	9120385	

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により鹿児島市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成28年1月29日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

平成28年 1 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ドラッグコスモス下伊敷店
鹿児島市下伊敷一丁目44 外1筆
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日
法第5条第1項の規定による新設に関する届出
平成27年 8 月 21 日
- 3 意見の概要
 - (1) 交通関係について
 - ア 従業員や店舗利用者へ公共交通の利用を促すよう努めること。
 - イ 工事中、開店後において、周辺地域を通行する歩行者等の交通安全の確保や付近道路交通への支障回避など、交通安全対策に万全を期すとともに、良好な生活環境の保持についても十分な対策を講ずるよう努めること。
 - (2) 駐車・駐輪場について
 - ア 路外駐車場の設置にあたっては、駐車場法11条及び12条に該当する場合は必要な手続きを行うこと。
 - イ 附置義務による自転車等駐車場の届出が提出されているので、変更・完成時はすみやかに届出を行うこと。
 - ウ 駐輪場には、施錠バーを設置するなど盗難防止対策に努めること。

- エ 駐輪場、自動二輪駐車場については、防護柵、車止め等を設置するなど、自動車の駐車区画と明確に区別して利用者の安全性の確保を図ること。
- オ 利用車両が収容できない場合には、別途確保すること。
- (3) 建物について
- ア 当計画地は、商業地域及び準防火地域、第二種中高層住居専用地域に指定されていることから、建築物の建築に際しては、関係法令等を遵守すること。
- イ 平成27年9月7日付第27-84号の景観計画区域内行為届出書のとおり、届出の内容を確実に履行し、本市景観計画に定めた景観形成基準を遵守すること。
- ウ 平成27年10月21日付指令都景第2455号の屋外広告物許可書のとおり、申請の内容を確実に履行し、本市屋外広告物条例を遵守すること。
- エ 建築確認申請における敷地境界の位置の変更が必要となるような土地利用を行わないこと。
- オ 建築行為を行う際には、建築基準法及び建築基準関係規定を遵守すること。
- なお、大店立地法の届出上の敷地を、店舗を建てる南西側敷地と、駐車場としてのみ使用する北東敷地とに分け、南西敷地のみに建物を建てる計画で建築確認を申請していますが、次の場合については建築できないので、注意すること。
- (㍑) 北東側敷地に、本計画店舗と用途上不可分の（関連のある）建築物を建築する場合。
- (㍒) 北東側敷地に、本計画店舗と用途上可分（無関係）の建築物を建築し、南西側敷地と駐車場を共有して両敷地間で車を往来させる場合。
- (4) 環境保全（騒音・廃棄物等）について
- ア 鹿児島市環境保全条例に基づく騒音に係る特定施設を有する事業所であることから、特定施設設置（圧縮機）について30日前までに届出を行い規制基準を遵守すること。
- なお、室外機の設置場所については、付近の状況に配慮し適切な場所を選定すること。
- イ 自動車の駐車の用に供する面積が500㎡以上であることから、鹿児島市環境保全条例に基づき、看板、書面等により利用者にアイドリング・ストップを行うよう周知すること。
- ウ 当該小売店舗からの排水については、下水道処理区域内に位置する場合は、公共下水道に接続を行うこと。
- エ 3,000㎡以上の土地の形質変更を行う場合は、土壤汚染対策法に基づき届出を行うこと。
- オ 一般廃棄物と産業廃棄物の区分、分別の徹底を行い、一般廃棄物及び産業廃棄物の収集運搬、処分の委託にあたっては、それぞれの収集運搬業、処分業の許可を取得しているか、委託する廃棄物が事業範囲に含まれているか確認をして委託すること。
- カ 事業活動に伴い多量の一般廃棄物を排出する場合（1か月に平均500kg以上）は、一般廃棄物の減量に関する計画を作成すること。
- (5) その他
- ア 届出のあった土地が、甲突川の洪水浸水想定区域に含まれていることを十分考慮した上で、所有、占有、又は管理する土地、建物、工作物その他資機材等について、地域住民等の安全に十分配慮し、適正に管理するとともに、工事中においても、防災対策等も含めた良好な生活環境の保持について、十分な対策を講ずること。
- イ 所有し、占有し、又は管理する土地、建物、工作物その他資機材等について、地域住民等の安全に十分配慮し、適正に管理するとともに、安全確保のために必要な措置を講ずること。また、従業員に、安心安全なまちづくりに関する知識及び技術を取得させるよう努めること。
- ウ 計画の見直し等に伴い土地の区画形質の変更を行う場合には、開発許可が必要となる場合があるため、計画図を持参の上、鹿児島市土地利用調整課に事前に相談すること。

人事委員会規則

営利企業等の従事制限に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年1月29日

鹿児島県人事委員会委員長 平田浩和

鹿児島県人事委員会規則第1号

営利企業等の従事制限に関する規則の一部を改正する規則

営利企業等の従事制限に関する規則（昭和26年鹿児島県人事委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

営利企業への従事等の制限に関する規則

第1条中「基き」を「基つき」に、「営利企業等の従事」を「商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業（以下「営利企業」という。）への従事等の」に改める。

第2条第1項中「営利を目的とする私企業」を「営利企業」に、「従事する場合」を「従事すること」に、「あわせてつく場合」を「併せて就くこと」に、「これらの事務を総称して「営利企業等」を「営利企業への従事等」に、「おいて」を「ついて」に改め、同項第1号中「営利企業等」を「営利企業への従事等」に改め、同項第2号中「職員が、営利企業等に従事すること」を「営利企業への従事等」に改め、同項第3号中「営利企業等に従事すること」を「営利企業への従事等」に改め、同条第2項中「営利を目的とする私企業」を「営利企業」に、「顧問」を「顧問」に改める。

第3条の見出し中「さく」を「割く」に改め、同条第1項中「外」を「ほか」に、「営利企業等に従事する」を「営利企業への従事等の」に、「さいて」を「割いて」に改め、同条第2項中「さく」を「割く」に、「外」を「ほか」に改める。

第4条中「営利企業等の従事許可申請書」を「営利企業従事等許可申請書」に改める。

別記様式中「営利企業等の従事許可申請書」を「営利企業従事等許可申請書」に、「営利企業等の従事制限に関する規則」を「営利企業への従事等の制限に関する規則」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の営利企業等の従事制限に関する規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

.....

職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年1月29日

鹿児島県人事委員会委員長 平田浩和

鹿児島県人事委員会規則第2号

職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則

職務に専念する義務の特例に関する規則（平成7年鹿児島県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「営利企業等に従事する」を「営利企業への従事等の」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。